「長泉町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止措置の状況

| 業者名称 | 入札参加停止期間 | 開始年月日 | 終了年月日 | 要綱の該当事由 | 入札参加停止の理由 |
|---|---|---|---|---|---|
| 有限会社土屋林泉<br>法人番号<br>9080102010971 | ６箇月 | 令和5年10月19日 | 令和6年4月18日 | 【第2条別表第1】<br>（安全管理の不適切により生じた公衆損害事故）<br>5　町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。<br><br>【期間】<br>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内<br><br>【第2条別表第2】<br>（不正又は不誠実な行為）<br>10 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。<br><br>【期間】<br>当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 | 令和5年9月7日、当町が発注する教育施設での植栽管理業務において、作業員が誤って高所作業車から落下させた剪定鋏が住民の頭部に当たり、負傷させる事故を発生させた。<br>また、業務履行にあたり、指示された作業時間を遵守していなかったことや町に提出された業務関連書類における虚偽の内容の記載、無資格の作業員による高所作業車操作があったことが発覚した。 |